

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 河川水路課
許 認 可 等 名	河川占用料等の減免
根 拠 法 令	徳島市河川占用料条例
根 拠 条 項	第3条
連 絡 先	(電話 621-5308)
審 査 基 準	基 準 1 次の各号の一に該当するときは、占用料等を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供するために土地又は流水の占用をするとき。 (2) かんがいの用に供するとき。 (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
	参 考 事 項 徳島市河川占用料条例第2条第1項
	設 定 等 年 月 日 平成24年8月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 総日数 3日 (休日を除く) (設定しないものについてはその理由)
	設 定 等 年 月 日 平成24年8月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審查基準

基 準